

第 1 回 遠賀川河口域利用対策協議会資料

設立趣旨・規約関連資料

目 次

1. 遠賀川河口域利用対策協議会 設立趣旨（案） …………… 1
2. 遠賀川河口域利用対策協議会 規約（案） …………… 2
3. 遠賀川河口域利用対策協議会と遠賀川下流部利用者会議との関係 …… 4
4. 今後のスケジュール …………… 6

平成 22 年 9 月 16 日

遠賀川河口域利用対策協議会 設立趣旨(案)

遠賀川は九州北部を代表する河川であり、多くの方々に水と親しむ憩いの場として幅広く利用されています。しかし、平成初頭のバブル期にプレジャーボートの所有が増加した結果、河口部周辺の河川区域内（遠賀川・西川・江川・戸切川・吉原川）において、河川管理者の許可を得ずに多数の船舶（H21 現在：約 850 隻）が係留（放置）されるようになりました。

このため、河川に係留された船舶は、大雨や高潮等の際に河川の安全な流下を阻害する障害物等になるなど、災害をもたらす可能性がたかく、河川管理上大きな問題となっています。さらに、環境上の問題として、周辺住民に対する騒音やゴミ問題・違法駐車などの被害も発生しています。また、近年では、船舶の老朽化に伴い沈船・廃船となるものも見受けられ、不法係留船の問題がさらに深刻化しています。

そこで、河川を管理する国土交通省と福岡県では、遠賀川河口域を秩序ある安全な河川空間としていくことを目標に、地域住民や水面利用者の方々とともに望ましい水面利用のあり方を検討してまいりました。

このような状況を踏まえ、今後は、地域住民の意見も反映しつつ、より一層の係留規制および適正な係留施設への誘導をおこない、遠賀川河口部周辺の安全で秩序ある水面利用の維持・増進を図っていくために、学識経験者・地方公共団体・警察・河川管理者等で構成される「遠賀川河口域利用対策協議会」を設立することといたします。

遠賀川河口域利用対策協議会 規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「遠賀川河口域利用対策協議会」(以下「協議会」という)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、遠賀川(河口堰より下流)、西川、江川、戸切川、吉原川における適正な河川利用を推進するための方策について検討し、提言することを目的とする。

(協議・検討事項)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議・検討する。ただし、協議・検討するにあたって遠賀川河口域の地域住民および水面利用者等の意向を把握するため、遠賀川河川事務所が設置する遠賀川下流部利用者会議の意見を聴くものとする。

- 1 秩序ある水面・水際利用の実現に向けた検討に関する事項
- 2 河川区域内に不法に係留している船舶への是正措置に関する事項
- 3 その他、河川区域内の適正な船舶利用に関して必要と認められる事項

(構成)

第4条 協議会の委員は、別表-1 にあげる者をもって構成する。

(組織)

- 第5条 協議会に会長1名を置き、それぞれの委員の互選によってこれを定める。
- 2 会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - 3 会長が事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(協議会)

- 第6条 協議会は、委員等から開催要請があった場合で会長が必要と認めた時、会長が招集し、協議会の議長は会長がこれにあたる。
- 2 会長は、必要に応じて委員以外を協議会に招集し意見を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、国土交通省九州地方整備局遠賀川河川事務所に置く。

(規約の改正)

第9条 協議会は、この規約を改正する必要があると認めた時は、委員総数の3分の2以上の同意を得て、これを行うことができる。

(雑則)

第10条 この規約に定めるものの他、必要な事項はその都度協議して定める。

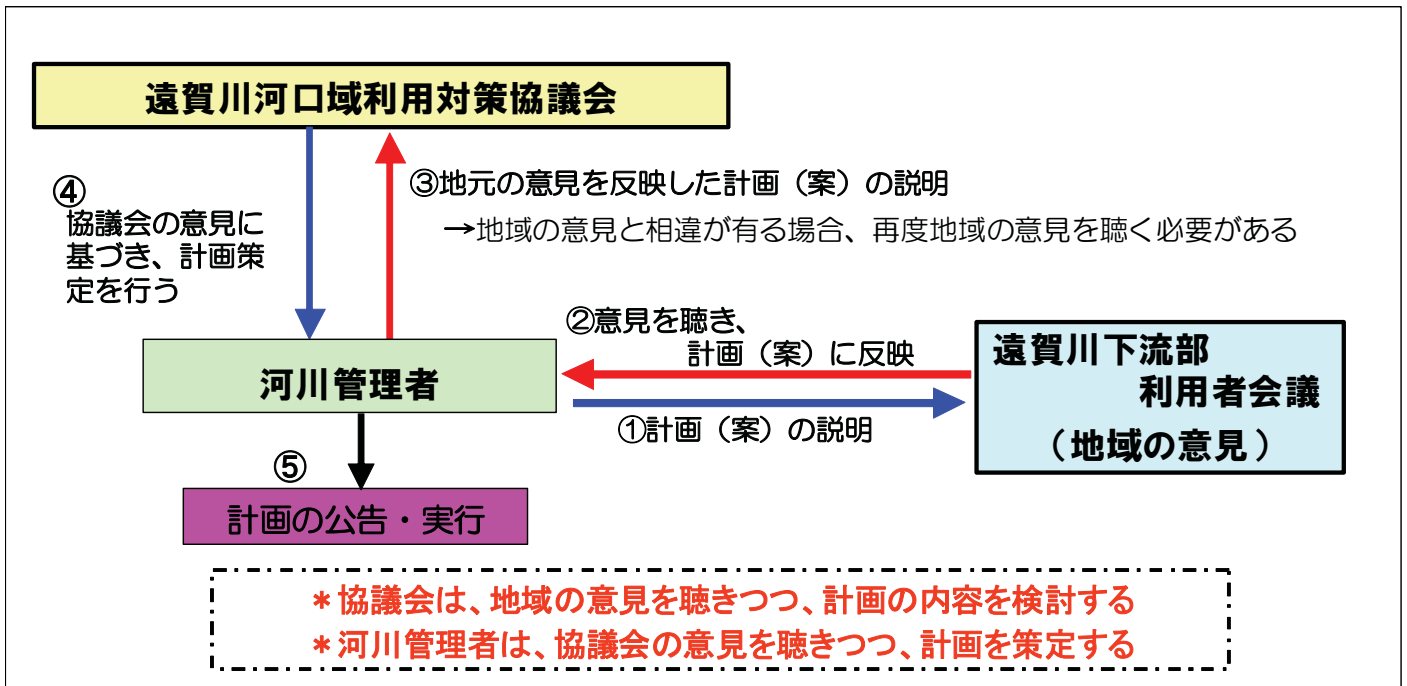
(付則)

この規約は、平成22年9月16日より施行する。

別表-1

役職		備考
北九州市立大学 法学部 教授	岡本 博志	
九州工業大学 大学院工学研究院 教授	秋山 壽一郎	
芦屋町 副町長	鶴原 洋一	
遠賀町 副町長	原田 正武	
福岡県警察本部 生活経済課長	近藤 康德	
福岡県 折尾警察署長	奥野 雄二	
福岡県 県土整備部 河川課長	横枕 篤	
福岡県 北九州県土整備事務所長	大場 優	
国土交通省九州地方整備局 河川部 河川保全管理官	久保 朝雄	
国土交通省九州地方整備局 河川部 水政課長	中静 友則	
国土交通省九州地方整備局 遠賀川河川事務所長	近藤 修	

「遠賀川河口域利用対策協議会」と
「遠賀川下流部利用者会議」の関係



(参考) 関連する通達

平成10年 通達『計画的な不法係留船対策の促進について 4-1』（抜粋）

不法係留船に係わる問題は、その影響が河川区域内のみならず沿川地域の住民生活にも及んでいること等から、地域の合意の下で対策を実施することが重要である。このため、河川管理者が計画を策定するに当たっては、河川管理者、地方公共団体、他の公共水域管理者、警察機関、学識経験者等からなる『河川水面の利用調整に関する協議会』を設置し、その意見を聴くこととしたところである。

平成10年 通達『計画的な不法係留船対策の促進について 4-5』（抜粋）

『河川水面の利用調整に関する協議会』は、地域住民の意見を聴きつつ計画内容を検討することとしているが、地域住民の意見聴取の具体的方法については、公聴会、説明会の開催等地域の実態、計画案の内容を踏まえ、適切に選択されたい。

平成11年8月 通達『河川敷地の占用許可について』第6（抜粋）

占用の許可を受けることができる者は、～中略～ 河川管理者、地方公共団体等で構成する『河川水面の利用調整に関する協議会』等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（後略）

遠賀川下流部利用者会議（案）

下記のメンバーは、平成 21 年 5 月から不法係留船のあり方を地元の方々と検討してきた西川利用対策会議参加者であり、地域の意見としてこれらメンバーを基本に構成していく。

機関名	役職
芦屋町	企画政策課長
	総合政策係長
遠賀町	行政経営課長
	広報調整係長
芦屋町区長	東町区区長
	浜口区区長
	高浜町区区長
遠賀町区長	島津区区長
	若松区区長
遠賀漁業協同組合	理事組合長 (波津地区代表理事)
	副組合長理事 (芦屋地区代表理事)
	副組合長理事 (柏原地区代表理事)
	参事
西川連合会	西川連合会会長
	西川連合会副会長
	事務局長
河川利用者	
福岡県北九州県土整備事務所	用地課長
	用地課 管理係長
遠賀川河川事務所	事務局

今後のスケジュール（予定）

年度	項目	備考
平成 21 年度	5 月 27 日 第 1 回 西川利用対策会議 8 月 26 日 第 2 回 西川利用対策会議 11 月 13 日 第 3 回 西川利用対策会議 3 月 11 日 第 4 回 西川利用対策会議	
平成 22 年度	6 月 23 日 第 5 回 西川利用対策会議 (名称変更 遠賀川下流部利用者会議) 9 月 16 日 第 1 回 遠賀川河口域利用対策協議会 11 月中旬 第 1 回 遠賀川下流部利用者会議 (旧西川利用対策会議) 1 月下旬 第 2 回 遠賀川河口域利用対策協議会 3 月 遠賀川河口域不法係留船対策計画（仮称）の公告	
平成 23 年度	6 月 第 1 期重点的撤去区域の設定 →西川高水敷および遠賀川砂浜における不法係留船の移動・撤去 11 月 第 2 回 遠賀川下流部利用者会議 1 月 第 3 回 遠賀川河口域利用対策協議会 →重点的撤去区域の設定状況と次年度からの計画実施についての調整	
平成 24 年度	6 月 第 2 期重点的撤去区域の設定 →西川島津橋上流、県河川（戸切川、吉原川）における不法係留船の移動・撤去 11 月 第 3 回 遠賀川下流部利用者会議 1 月 第 4 回 遠賀川河口域利用対策協議会 →重点的撤去区域の設定状況と次年度からの計画実施についての調整 ※脇田フィッシャリーナの開業（予定）	
平成 24 年度以降	6 月 第 3・4・5 期重点的撤去区域の設定 11 月 第 4・5・6 回 遠賀川下流部利用者会議 1 月 第 5・6・7 回 遠賀川河口域利用対策協議会 →重点的撤去区域の設定状況と次年度からの計画実施についての調整	年 1 回程度協議会利用者会議を開催予定

第 1 回 遠賀川河口域利用対策協議会資料

遠賀川河口域の不法係留船の現状

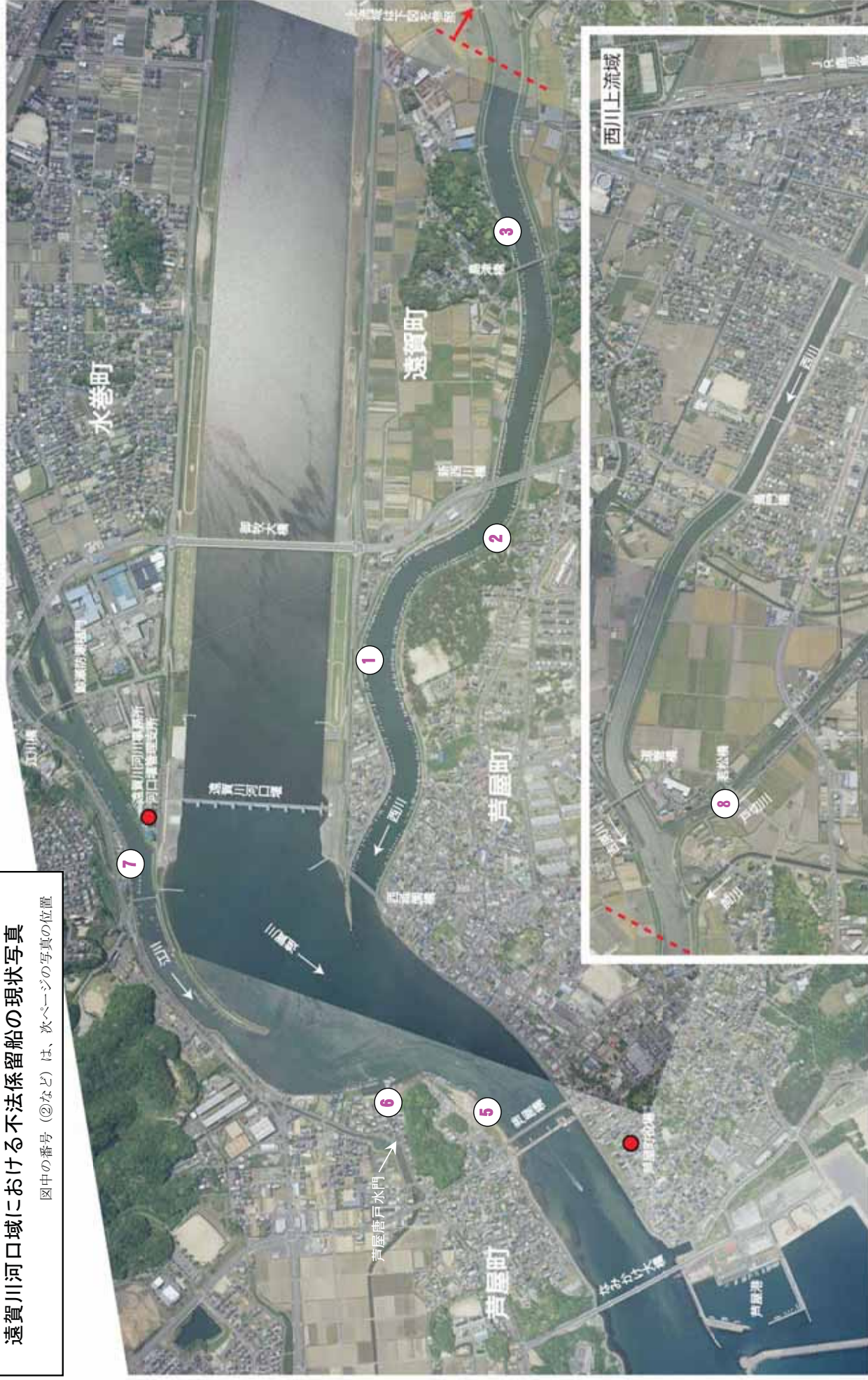
目 次

1. 遠賀川河口域の位置と不法係留の現状写真…………… 1
2. 遠賀川河口域における不法係留船の船舶数について…………… 7
3. 遠賀川河口域における不法工作物について…………… 1 0
4. 西川の不法係留船の利用実態について…………… 1 2
5. 不法係留船がもたらす問題点…………… 1 5

平成 22 年 9 月 16 日

遠賀川河口域における不法係留船の現状写真

図中の番号 (①など) は、次ページの写真の位置



西川における不法係留船状況- 1



写真① 西川・右岸・遠賀川合流点から約 1.0 km付近



写真② 西川・左岸・遠賀川合流点から約 1.4 km付近

西川における不法係留船状況- 2



写真③ 西川・右岸・遠賀川合流点から約 2.1 km付近



写真④ 西川・右岸・遠賀川合流点から約 5.3 km付近

西川における係留の特徴

- ・ 遠賀川合流付近（西祇園橋）から約 2.4 km上流まで、両岸にほぼ船舶が係留されている。
- ・ 係留は、護岸に係船柱を設けて設置している。
- ・ 西川の上流では、橋梁の下に単独（1隻）で係留されているものが多い。

遠賀川における不法係留船状況



写真⑤ 遠賀川・右岸・河口から 0.9 km 付近の砂浜



写真⑥ 遠賀川の一部である水面（芦屋唐戸水門下流）

遠賀川における係留の特徴

- ・ 遠賀川右岸の砂浜には、正常な船舶（利用されている船舶）や廃船などが混在している。
- ・ 遠賀川右岸の砂浜上流および遠賀川水面の一部では、栈橋を設置して係留されている。

県管理区間（江川・戸切川・吉原川）における不法係留船状況



写真⑦ 江川・右岸・遠賀川合流点から約 0.9 km 付近

江川における係留の特徴

- ・江川では、根固ブロックがあるため、栈橋を長くつきだして係留している（遠賀川合流から約 1 km 程度の間に係留）

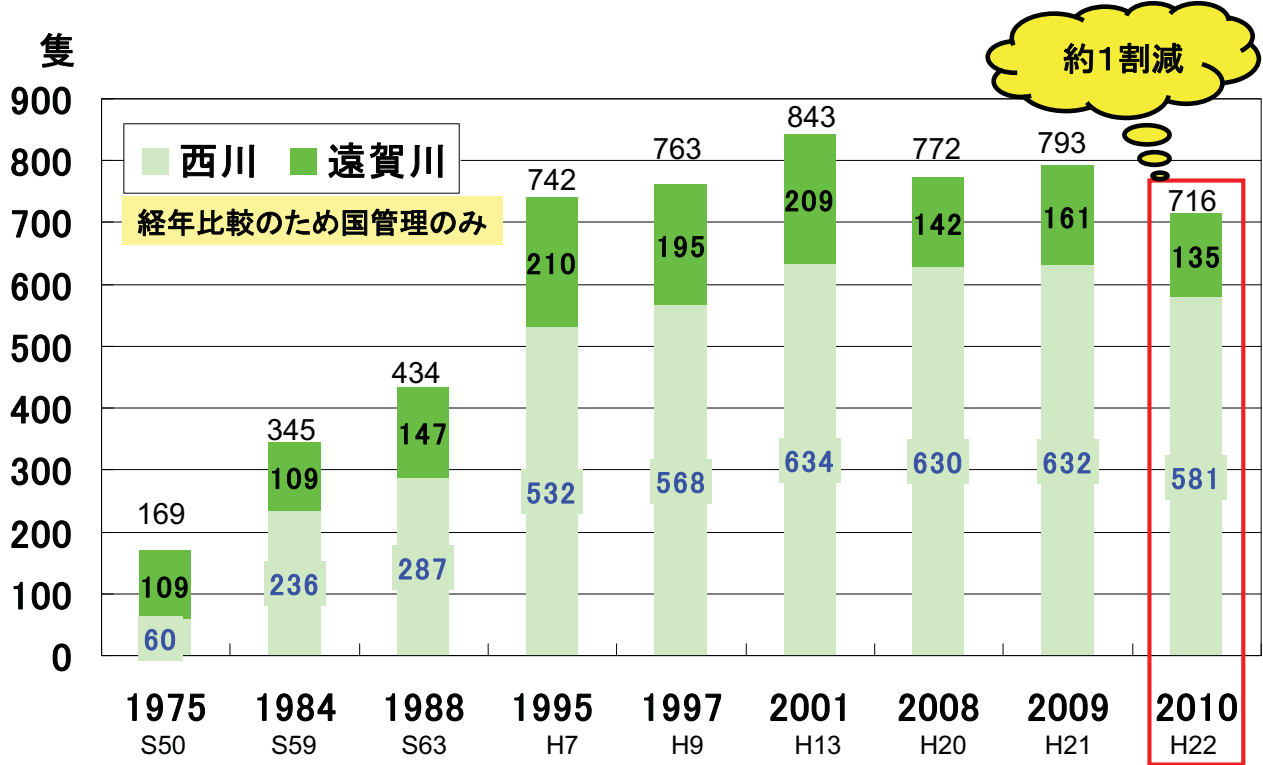


写真⑧ 戸切川・左岸・若松橋下流付近

戸切川・吉原川における係留の特徴

- ・戸切川や吉原川では、プレジャーボートの小型船が係留されている

◇ 遠賀川河口域における不法係留船の船舶数について 遠賀川及び西川における係留船舶数の推移



遠賀川河口域における 不法係留・放置の船舶数

国管理河川		平成21年度確定値 (H22年3月)	H22年9月 速報値
西川	右岸	344隻	308隻
	左岸	288隻	273隻
	計	632隻	581隻
遠賀川		161隻	135隻
合計		793隻	716隻

県管理河川		平成21年度確定値 (H22年3月)	H22年9月 速報値
吉原川		4隻	4隻
戸切川		7隻	7隻
江川		53隻	48隻
合計		64隻	59隻

総数 857隻 775隻

※この1年間で約1割減少



遠賀川河口域における不法係留・放置の内訳 (平成21年度確定値・平成22年3月)

		総数	検査済	その他			
				検査切れ	不明	沈船	廃船
国	西川	632隻	499	77	26	0	30
	遠賀川	161隻	99	12	14	0	36
	計	793隻	598	89	40	0	66
県	吉原川	4隻	1	0	1	0	2
	戸切川	7隻	5	2	0	0	0
	江川	53隻	26	7	14	0	6
	計	64隻	32	9	15	0	8
総計		857隻 (100%)	630隻 (74%)	98隻 (11%)	55隻 (6%)	0隻 (0%)	74隻 (9%)

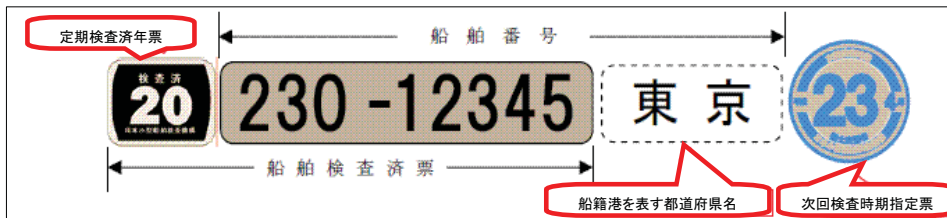
検査済とは、

小型船舶検査機構による定期検査の検査期間が有効な船舶

(航行しても問題がない船)

検査済でないと「小型船舶の登録等に関する法律」違反となる

小型船舶検査機構による検査済票の例



船舶番号とその調査方法



船舶番号(船舶検査済標)



陸上からの目視による確認



検査番号が不明な船舶の例
(カバーがあり番号が確認できない等)



検査番号が不明な船舶の例
(番号が消され確認できない等)



沈船している船舶例

沈船は、
船の一部に水が入っていることを基本に分類



廃船としている船舶例

廃船は、
外見からみて船の一部が破損、またはゴミが散乱している、草が生えている、陸上に放置されているなどを基本に分類

まとめ

遠賀川河口域には、不法係留・放置などの船舶が857隻あり、このうち、200隻(約23%)程度は廃船や検査が切れているなど**利用されていない船舶**と考えられる。

活動していると考えられる船舶数は、約650隻程度になるものと思われる。

※上記の数字は、平成21年度確定値(平成22年3月)を活用している。

◇遠賀川河口域(国管理区間)における不法工作物

単位)基 (平成22年3月)

	係船柱	係船環	棧橋	その他
西川	894	790	0	36 (階段・船台類)
遠賀川	0	0	18	49 (物置・船台類)
計	894	790	18	85



係船柱
船をつなぐための柱 (50cm
80cmが多い)



係船環
環になった金具で船をつなぐもの



不法な棧橋
遠賀川



不法な棧橋
遠賀川



その他（階段）

鉄製やブロック製の階段が
設置されている



その他（物置）

漁具などが収納されている

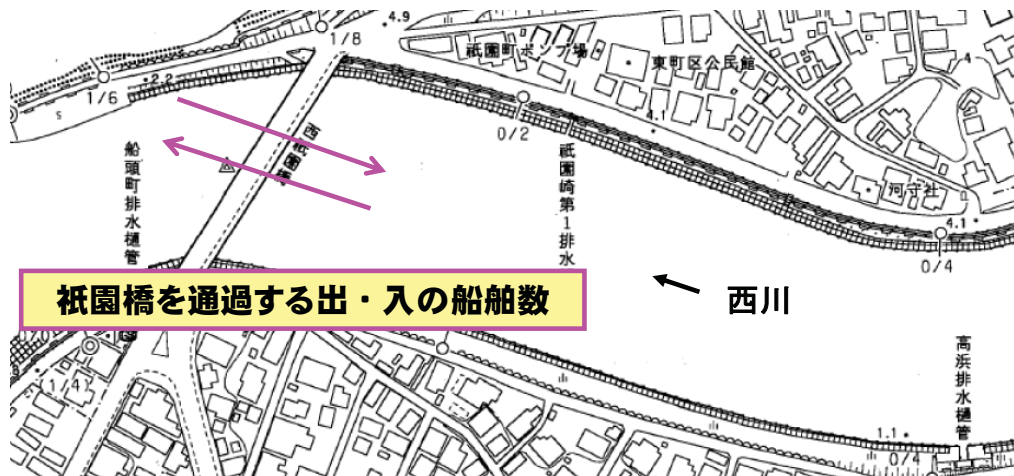
◇西川の利用の実態 ～平成21年10月11日(日)調査結果～

①西川の通航状況

→朝4時から夕6時までの通航状況

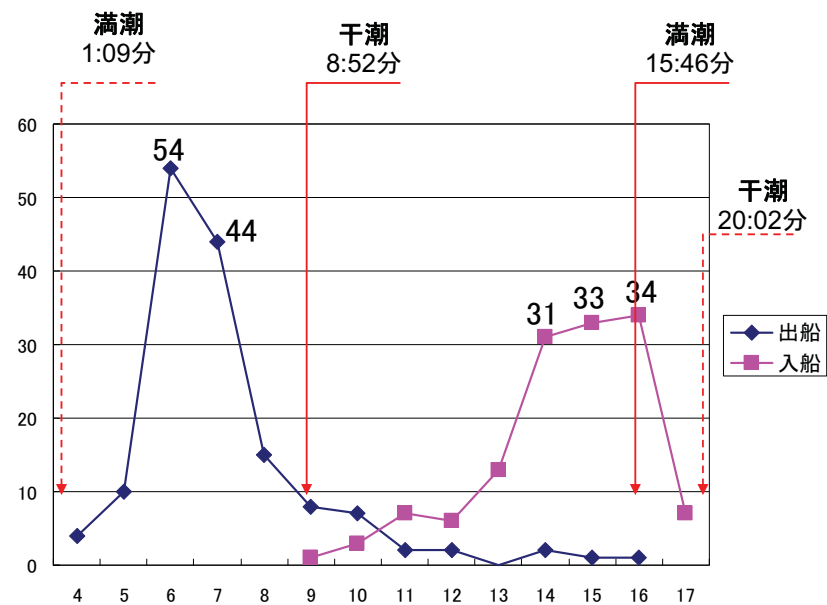
②西川周辺の駐車状況

→2時間ごとの沿川踏査による駐車状況



西川の通航状況(朝4時～夕6時 晴れ 微風)

時間帯	出船 (隻)	入船 (隻)
4時～5時	4	0
5時～6時	10	0
6時～7時	54	0
7時～8時	44	0
8時～9時	15	1
9時～10時	8	1
10時～11時	7	3
11時～12時	2	7
12時～13時	2	6
13時～14時	0	13
14時～15時	2	31
15時～16時	1	33
16時～17時	1	34
17時～18時	0	7
合計	150	136

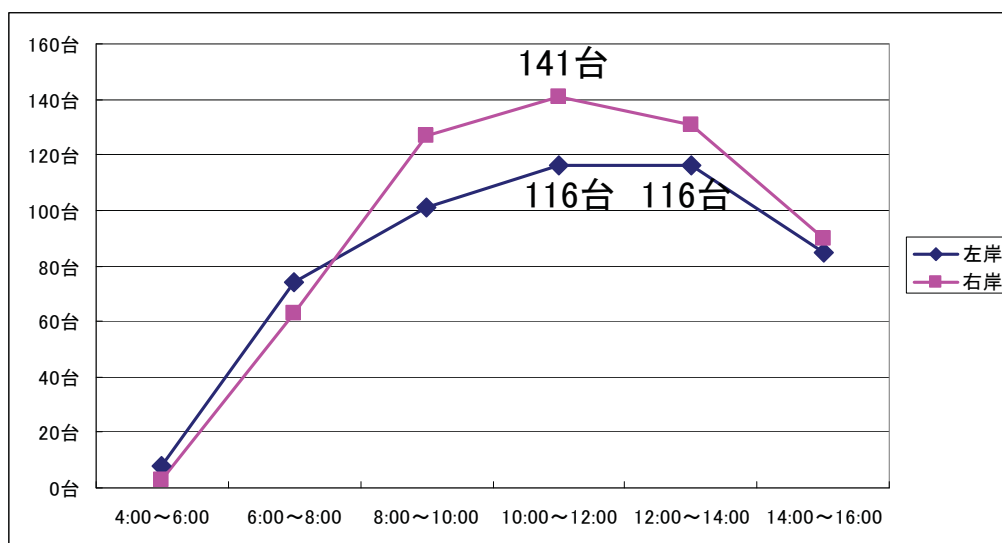


出船は、6時～8時がピーク

入船は、14時～17時がピーク

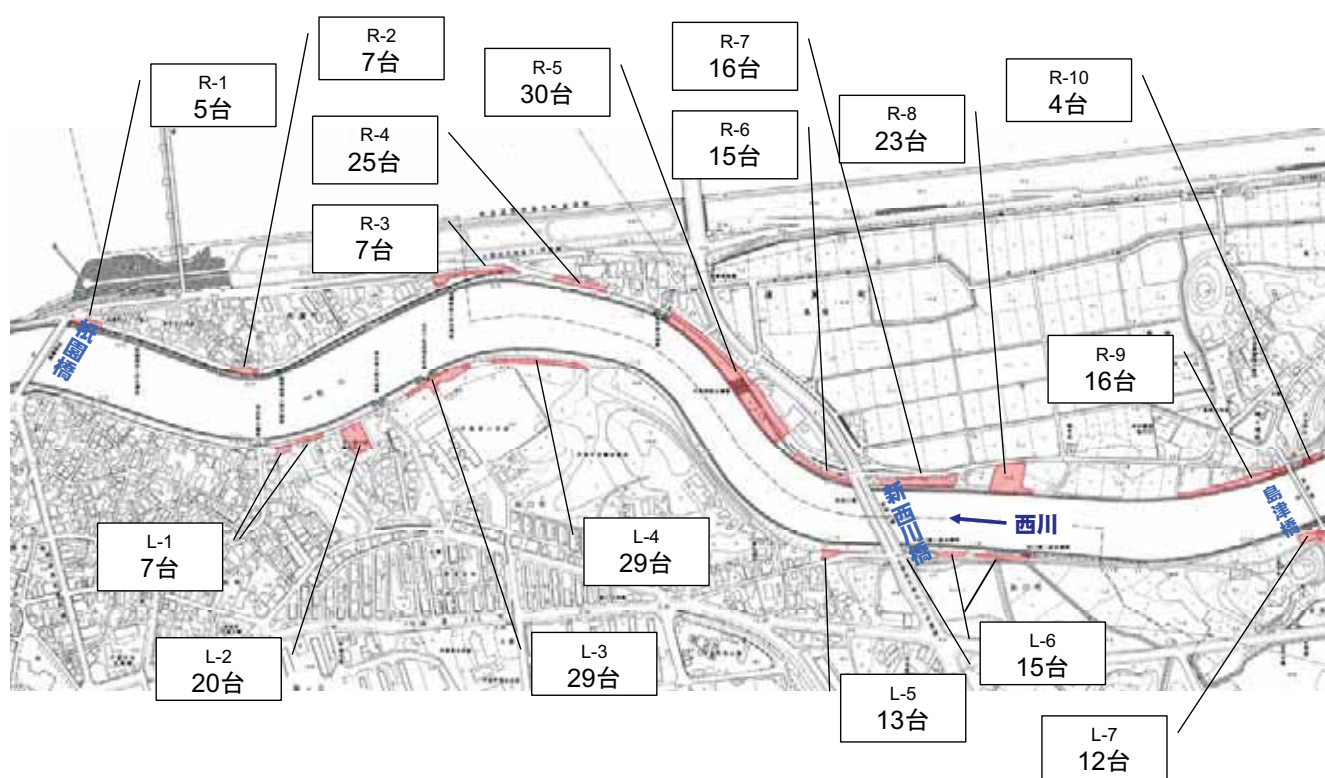
西川周辺の駐車状況

(最大ピーク時 路上駐車など257台)



時間帯	4時~6時	6時~8時	8時~10時	10時~12時	12時~14時	14時~16時
右岸	3台	63台	127台	141台	131台	90台
左岸	8台	74台	101台	116台	116台	85台
合計	11台	137台	228台	257台	247台	175台

駐車状況(最大ピーク時 路上駐車など257台)





代表的な駐車状況

◇ 不法係留船がもたらす問題点

◇ 治水上の主な問題点

- ・流出船舶による河道閉塞の危険性
- ・高水敷放置による出水時流出の危険性
- ・流出した場合の河川管理施設又は許可工作物の損傷
- ・護岸に係留用の杭を固定することによる、護岸等の損傷

◇ 河川環境上の主な問題点

- ・河川区域内への違法駐車、騒音、ゴミ・油の不法投棄
- ・沈没船による油の流出

治水上の問題点



河道閉塞の恐れ(西川・道管橋)



高水敷における放置(西川・右岸)



乗り上げによる護岸の損傷(西川・左岸)



係留杭や係留環の設置による護岸の損傷

(写真には、現在改善されたものを含む)

河川環境上の主な問題点

(写真には、現在改善されたものを含む)



河川区域内の違法駐車



騒音
(平成21年10月調査時の最大騒音72db)



ゴミの不法投棄



沈船による油の流出

平成22年7月12～14日の出水時に おける係留船の状況



増水し、高水敷の放置艇が約300m
下流に流れだした。



増水し、バランスを失い沈船化し
油が流出。

第1回 遠賀川河口域利用対策協議会資料

一般的な不法係留船対策 と 遠賀川河口域の対策について

目次

1. 一般的な不法係留船対策…………… 1
2. 遠賀川における不法係留船対策の考え方…………… 2
3. 遠賀川河口域における保管施設の占用条件の検討…………… 7
4. 高水敷にある所有者不明船舶の処分について…………… 8

平成22年9月16日

◇ 一般的な不法係留船対策

～平成10年の河川局長通達が基本～

“規制措置”と“保管能力の向上”の両輪で実施

規制 →河川管理・河川環境上の支障を勘案し、重点的に強制的な不法係留船の撤去措置を図っていく区域(**重点的撤去区域**)を設定し、年次的に拡大する。

保管 →治水上支障がなく、河川環境への問題も少ない場所において**係留施設を設置**。あるいは**他水域にある保管施設や陸域保管施設へ誘導**。

強制的な撤去の実施

・行政指導(警告チラシ等)を実施後、所定の手続きを実施し、強制的に不法係留船を撤去。

【不法係留船の撤去方法】

所有者・不明

→河川法にもとづく“**簡易代執行**”
によって撤去

所有者・判明

→行政代執行法にもとづく“**行政代執行**”
によって撤去



遠賀川における行政代執行
(平成20年2月)

◇ 遠賀川における不法係留船対策の考え方

河川局長通達を踏まえ、以下の方針で不法係留船対策を実施していきたいと考えている。

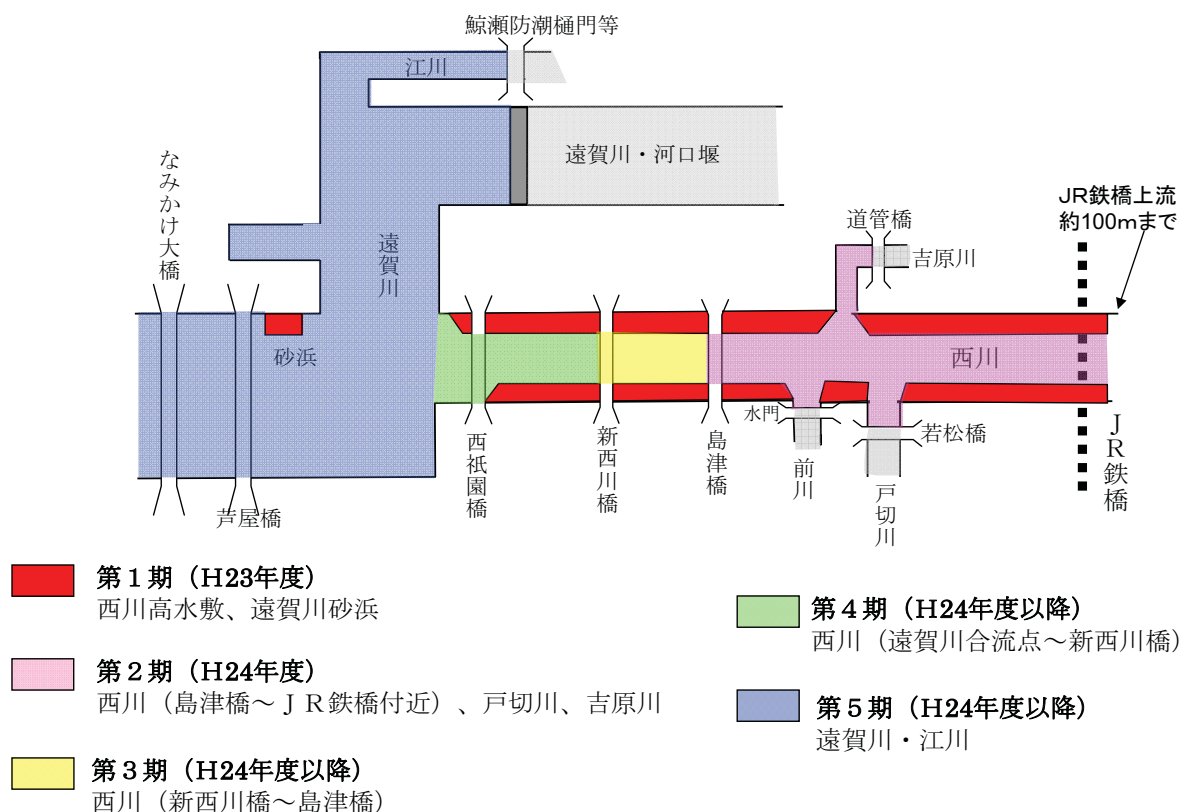
1.段階的な重点的撤去区域の設定(規制)

→治水的・河川環境的に問題が大きいと考えられる西川から重点的撤去区域を設定していく。

2.受け皿となる係留保管施設は、周辺の既存施設・新規整備施設を活用していく。(保管)

→福岡県北部地域にある既存のマリーナや平成24年に整備される脇田フィッシャリーナを活用する。

段階的な重点的撤去区域の設定(素案)



受け皿として活用する係留施設

福岡県北部地域(芦屋町、北九州市、福津市、宗像市)
 収容可能隻数 1818隻(芦屋地区の河川内2施設を含む)
 現在収容隻数 1187隻(同上)
余力 631隻(同上) 平成21年12月調べ



注1) 芦屋地区の河川内2施設
 →ただし、この2施設は、河川占用許可を受ける必要がある
 注2) 上記隻数には、平成24年に整備される脇田フィッシャリーナ(200隻)を含む

遠賀川河口域に不法に係留されている船舶所有者の所在地分布

北九州市内→約50%
 遠賀川河口周辺の町→約25%
 (芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町)

不法係留船の所有者の約75%が北九州市・遠賀川河口域に分布

保管場所として北九州市・遠賀川河口域周辺が妥当

地域	隻	割合
北九州市全体	339	49.42%
八幡西区	195	28.43%
若松区	58	8.45%
小倉南区	25	3.64%
八幡東区	22	3.21%
戸畑区	17	2.48%
小倉北区	16	2.33%
門司区	6	0.87%
芦屋町	65	9.48%
岡垣町	42	6.12%
水巻町	38	5.54%
中間市	36	5.25%
遠賀町	26	3.79%
直方市	26	3.79%
宗像市	21	3.06%
その他(25市町)	93	13.56%
合計	686	100.00%

※日本小型船舶検査機構の登録データから作成

脇田漁港フィッシャリーナの現状

(資料提供:北九州市水産課)



フィッシャリーナの計画図

(資料提供:北九州市水産課)



係留料金 (資料提供:北九州市水産課)

- 現在のところ、7mクラスのプレジャーボートで月額1万円程度の係留料金を想定している。

【考え方】

料金は、係留施設の整備費と維持管理・運営費用(公共部分を除く)を賄える額とする。

※ 係留料金は、整備費用や維持管理・運営の内容がより具体的になった時点で決定し、条例にて定める。

今後の予定 (資料提供:北九州市水産課)

- 開業：平成24年度
- 料金決定：開業の半年前くらい
- 募集開始：開業の2～3か月前

段階的な重点的撤去区域の設定と対象船舶数

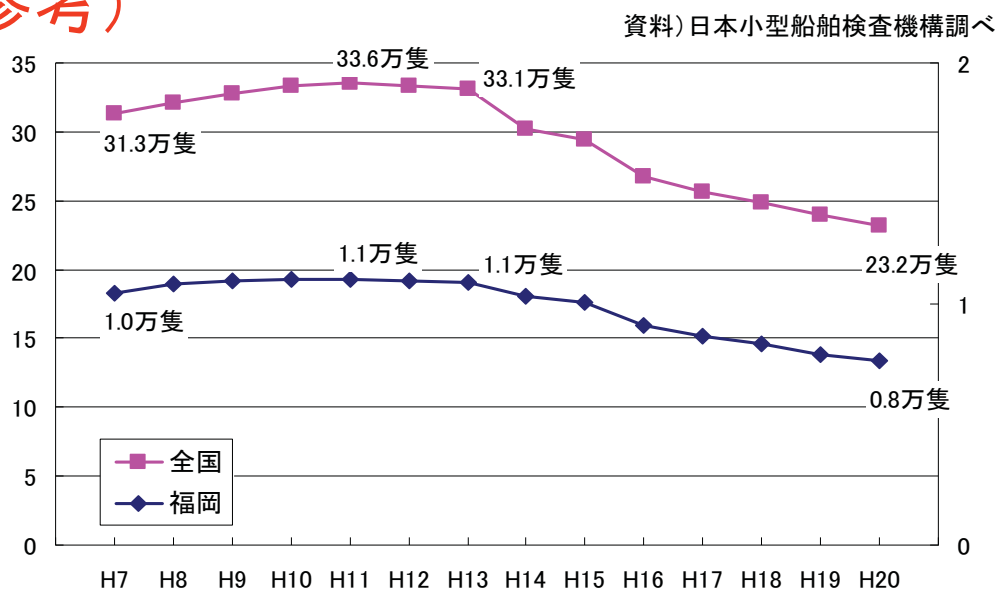
平成21年度の確定値(平成22年3月上旬)より

対象	第1期 (H23)	第2期 (H24)	第3期 (H24以降)	第4期 (H24以降)	第5期 (H24以降)
適切な移動・処理 を実施する隻数 (全部で227隻)	59隻	19隻	27隻	76隻	46隻
保管施設へ誘導 する隻数 (全部で630隻)	29隻	44隻	144隻	313隻	100隻
受入施設 収容余力 (631隻)	431 - 29 = 402隻 <small>脇田F200隻は未完 成のため含まない 631 - 200 = 431</small>	402 + 100 - 44 = 458隻 <small>脇田Fの当初整備 100隻を含む</small>	458 + 100 - 144 = 414隻 <small>脇田Fの追加整備 100隻を含む(予定)</small>	415 - 313 = 101隻	101 - 100 = 1隻 <small>1隻分余り</small>

脇田フィッシャリーナ(脇田F)
の開業(当初100隻収容)

最終的には1隻があまる程度だが、
小型船舶検査機構の登録減少率
(年5%程度)を考慮すると十分に
保管可能と思われる

(参考)



全国および福岡県でも小型船舶の登録数は減少している(年4~5%減少)

◆ 保管施設へ誘導する隻数にあてはめると、

平成21年 630隻 → 平成24年 約581隻 (630 × 0.96 × 0.96)

平成22年(4%) 平成23年(4%)

遠賀川河口域における保管施設の 占用条件の検討

遠賀川河口域にあるマリーナに対し、『遠賀川河口域利用対策協議会』が、河川水面の利用の向上及び適正化に資する者が認否を行う。

その後、河川管理者が治水上・環境上等の問題を考慮して、河川敷の占用を許可することができる。

今後、認否するための条件を整理することで、遠賀川河口域にあるマリーナを適正な係留保管施設として活用していくことも可能となる。

※ 河口域の民間事業者は、船舶の保管が陸上であることから、河川占用は棧橋や上下架施設などに限定される。

遠賀川河口域マリーナの現状



現在、利用している棧橋と斜路



水辺へアクセスするための斜路(進入路)



現在、利用している棧橋と上下架施設



高水敷にある所有者不明船舶の処分について

西川および遠賀川の高水敷には、所有者不明船舶が20隻（1隻沈船を含む）あり、出水時に流れ出す恐れがある。そこで、早急にこれら船舶の**強制撤去**を実施したいと考えている。

専門機関の船価鑑定の結果、これら17隻には船としての価値がなく所有者が不明な為、**塵芥として処分**することとした。

新たに発見した2隻の船舶についても、警告チラシ設置後、所有者が現れない場合は**塵芥として処分**する。

専門機関 = (財)新日本検定協会 福岡事業所

この組織は、主に船舶関連の積荷の品質を検査する機関であり、船舶保険などのために船価鑑定を実施している。なお、東京都の運河における放置艇の船価鑑定を実施した実績を持っている。

西川高水敷に放置されている船舶の警告

昨年度3月17日に西川高水敷に放置された船舶(所有者不明)に対して警告を実施した。さらに、9月15日に再度、警告を実施し、その後**撤去(ゴミとして処分)**を予定している。

3月実施の警告文

告

この船舶は、河川管理上支障となっていますので、所有者は直ちに河川区域外に撤去して下さい。

もし、撤去されずにそのまま放置されているときは、遠賀川河川事務所において必要な措置を講じます。

告知文設置日 平成22年3月17日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onza@asr.mlit.go.jp

9月実施の警告文-1

告

この船舶は、河川法に違反し放置されているため、平成22年3月17日に河川区域からの撤去を指示しました。しかし、現在に至っても河川区域から撤去されておりません。

そこで、第三者機関の船価鑑定結果を踏まえ、この船舶については、**廃棄物として判断いたしましたので、平成22年10月15日**を過ぎてもこのまま放置されているときは、**廃棄物として処分**いたします。

告知文設置日 平成22年9月15日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onza@asr.mlit.go.jp

◇問い合わせ船舶番号 No.-1

9月実施の警告文-2

告

この船舶は、河川管理上支障となっていますので、所有者は直ちに河川区域外に撤去して下さい。

もし、このまま放置されている場合には、第三者機関の船価鑑定結果を踏まえ、この船舶を**廃棄物として判断**し、遠賀川河川事務所において必要な措置を講じません。

告知文設置日 平成22年9月15日

国土交通省 九州地方整備局
遠賀川河川事務所 占用調整課

〒822-0013 福岡県直方市溝掘1丁目1-1
電話 0949-22-1830 (代)
ファクシミリ 0949-23-3487
メールアドレス onza@asr.mlit.go.jp

◇問い合わせ船舶番号 No.-2

西川に放置されている船舶

警告文-1設置後、所有者が現れないときは、塵芥処理を行う。



遠賀川高水敷(砂浜)に放置されている船舶



警告文-1設置後、所有者が現れないときは、塵芥処理を行う。

西川高水敷で新たに発見された船舶



西川高水敷で新たに発見された船舶については、警告文-2を設置し、所有者が現れない時は、再度警告を実施したのち、塵芥処理を行う。

西川の沈船について

下記船舶は、7月12日から14日の出水の影響により、沈船したものの。

この船舶については、別途警告文を設置し撤去処分を進める。



油の流出があった為、オイルフェンス・オイルマットを設置